

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	
○洪水害（奈良県水防計画、水防法第14条第1項）	本市を流れる河川のうち、大和川水系葛下川が奈良県知事により水位周知河川に指定されており、洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等が定められている。この浸水想定区域内には、靴下製造業をはじめとする香芝市の地域振興産業の工場が点在する。
○土砂災害（土砂災害防止法第7条及び第9条）	市内で土砂災害のおそれがある箇所として、市内86箇所（急傾斜地の崩壊46箇所、土石流40箇所）が土砂災害警戒区域として、市内67箇所（急傾斜地の崩壊34箇所、土石流33箇所）が土砂災害特別警戒区域として指定されている。また、市外指定で香芝市を含む土砂災害区域として、2箇所（急傾斜地の崩壊1箇所、土石流1箇所）が指定されている。このうち、穴虫地区における土砂災害警戒区域内には、香芝市の地域振興産業である研磨剤製造業の工場が点在する。
○地震（香芝市地域防災計画、南海トラフ地震防災対策推進基本法）	本市を襲う地震のうち、最も大きな被害をもたらす恐れのある地震は、中央構造線断層帯地震で、市内の全域で最大震度6強または7に見舞われると想定されている。 また南海トラフ沿いの地域におけるマグニチュード8～9クラスの地震の30年以内の発生確率は70%～80%とされており、本市における震度は最大で6強とされている。
(2) 商工業者の状況	H28年経済センサス調査から、香芝市の事業所数は1,915事業所、従業者数は16,371人である。その内訳は、卸売業・小売業の割合が最も高く（22.3%）、医療・福祉（11.5%）、生活関連サービス業・娯楽業（11.2%）と続く。第二次産業が占める割合は、香芝市全体の約2割を占める（製造業10.8%、建設業8.2%）。
(3) これまでの取組	
1) 当市の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・防災に関する計画・マニュアルの策定及び訓練の実施</li><li>・防災備品の備蓄</li><li>・ハザードマップの作成</li><li>・災害時応援協定の締結</li></ul>
2) 当会の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者BCP（事業継続力強化計画）に関する国の施策の周知</li><li>・専門家による個別BCP策定支援相談</li><li>・東京海上日動火災株式会社、あいおいニッセイ同和損保会社、奈良県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進</li><li>・香芝市が実施する防災訓練への参加及び協力</li><li>・香芝市との大規模災害時における物資調達に関する協定</li></ul>

## II 課題

現状では、緊急時の取組について明確な取り決めがなく、具体的な協力体制などを明記したマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

又、リスクに備えた共済・保険並びに事業者BCPについての事業者への周知が十分に行えていない、といった課題が浮き彫りになっている。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業者に、事業者BCPの必要性を周知し、作成支援を行う。

### ・数値目標

各種共済・保険制度への加入推進　目標件数8件（年間）

### ・対象共済・保険制度

火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、  
休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他

### ※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### （1）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

### （2）事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### <1. 事前の対策>

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・巡回や窓口相談時に、ハザードマップや全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を用いながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ・会報誌や市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、共済・損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による

実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

- ・事業継続の取組に関する専門家として東京海上日動火災保険㈱、あいおいニッセイ同和損保㈱、奈良県火災共済協同組合と連携し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、共済・損害保険の紹介等を実施する。

## 2) 商工会自身の事業継続力強化計画の作成予定

- ・当会は、令和2年を目指して事業継続力強化計画を作成予定である。

## 3) 関係団体等との連携

- ・奈良県商工会連合会と連携協定予定である、東京海上日動火災株式会社、あいおいニッセイ同和損保会社や奈良県火災共済協同組合に共済・損害保険の紹介等を実施する。  
又、B C Pに関する専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーの開催を行う。

## 4) フォローアップ

- ・経営指導員による小規模事業者の事業者 B C P（事業継続力強化計画）の作成支援及び取組状況の確認を行う。  
(事業継続力強化計画セミナー 目標開催数と策定事業所数)

事業継続力強化セミナー	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
開催数	1	1	1	1	1
策定事業所数	5	6	7	8	9

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## <2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

（S N S等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。  
(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

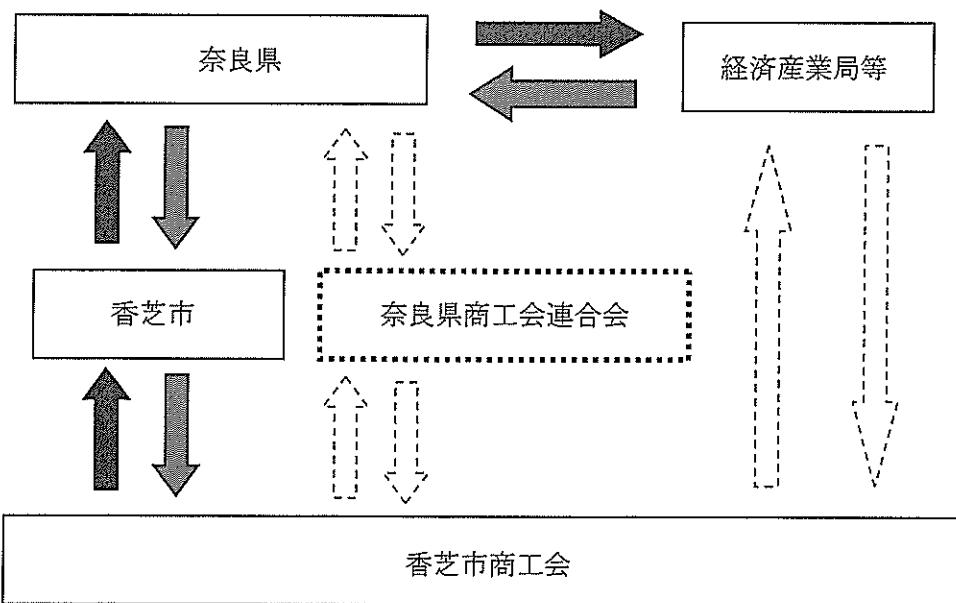
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
2週間～3週間	1日に2回共有する
4週間～2ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

### <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。報告及び指揮命令は電話、メール、FAX、郵送等を適宜利用する。
- ・当会と当市が共有した情報を、奈良県の指定する方法にて当会又は当市より奈良県へ報告する。



**<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>**

- ・相談窓口の開設方法について、香芝市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

**<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>**

- ・奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。

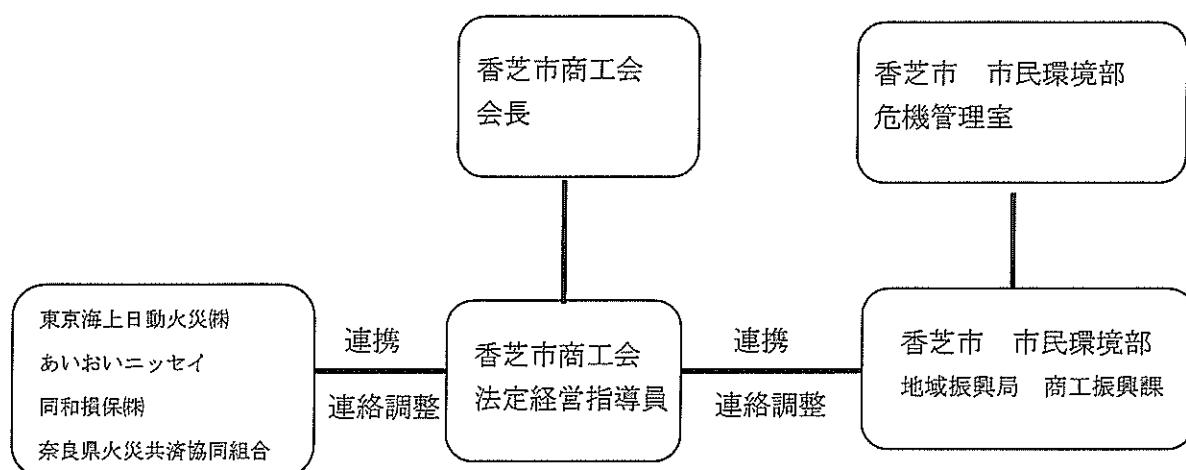
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和元年12月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先  
経営指導員 坂上 公朗（連絡先は後述（3）①参照）

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）  
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う  
・本計画の具体的な取組の企画や実行  
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

- ①商工会／商工会議所

香芝市商工会  
〒639-0224 奈良県香芝市本町1396-3  
TEL：0745-77-4328 / FAX：0745-78-2224  
E-mail：kashoko@gai.eonet.ne.jp

- ②関係市町村

香芝市役所 市民環境部 地域振興局 商工振興課  
〒639-0292 奈良県香芝市本町1397  
TEL：0745-44-3312 / FAX：0745-78-3830  
E-mail：syoukou@city.kashiba.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	411	444	477	510	543
・専門家派遣費	165	198	231	264	297
・セミナー開催費	66	66	66	66	66
・チラシ作製費	100	100	100	100	100
・広報費	80	80	80	80	80

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、香芝市補助金、奈良県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災株式会社 代表取締役 広瀬 伸一 東京都千代田区丸の内1丁目2番1号
あいおいニッセイ同和損害株式会社 代表取締役 金杉 恭三 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号
奈良県火災共済協同組合 理事長 松塚 幾善 奈良県奈良市登大路町38-1
連携して実施する事業の内容
① 商工団体会員企業への同行募集 ② 会議、セミナーにおける制度説明 ③ 地震、水害等自然災害担保商品の提案 ④ 多種目加入の提案等
連携して事業を実施する者の役割
① 自然災害等の対策として普及啓発、各種制度の情報提供を行う。 ② 中小・小規模事業者が単独で行う「事業継続力強化計画」の保険（共済）加入のリスクファイナンスとして加入することにより、自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組を行う。 ③ 商工会員事業者等に対する労務リスク対策のノウハウ提供 ④ 商工会経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供 ⑤ 労務リスク対策セミナーの共同開催および講師派遣 ⑥ 労務リスク対策ツールの提供

### 連携体制図等

